

鳥取県告示第318号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
消化器内科	小腸機能障害	岸本 洋輔	倉吉市山根43-1 藤井政雄記念病院
神経内科	肢体不自由	瀧川 洋史	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
心臓血管外科	心臓機能障害	中村 嘉伸	〃
眼科	視覚障害	富長 岳史	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
〃	〃	寺坂 祐樹	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
小児科	腎臓機能障害	岡田 晋一	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
呼吸器膠原病内科	呼吸器機能障害	渡部 仁成	〃
眼科	視覚障害	濱本 順次	境港市上道町3443 浜本眼科クリニック
脳神経外科	肢体不自由、言語機能障害、そ しゃく機能障害	紙谷 秀規	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院